か ら意見を聴きましたの 大規模小売店舗立地法 で、 (平成十年法律第九十一 次のとおり 公告し、 号) その 意見を縦覧に供 第八条第一 項 の規定により香芝市 します。

令和元年十二月六日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 三洋堂書店香芝店

所在地 香芝市別所一二三―一ほか

- 一 香芝市から聴取した意見の概要
- 続をすること。 今回計画され てい る駐車場の 確保に関 Ĺ 農地法等の法令を遵守 必要な手
- 2 ないよう十分注意をし、 騒音、 振動、 悪臭及び水質汚濁に 万一苦情が出た場合は責任を持つ つい ては、 生活及び自然環境に悪影響を及ぼさ て早急に対処すること。
- 3 ${\not \succeq}_{\!\!\!\!\circ}$ 工事により生じる廃棄物に ついては、 各法令を遵守し、 責任を持っ て処理するこ
- 4 屋外広 告物法及び奈良県屋外広告物条例を厳守すること。
- 5 項につ 幼児の て厳守い 通園並びに児童及び生徒 ただきたい。 の通学並 びに通学路 の安全確保 \mathcal{O} た \Diamond に 次 \mathcal{O}
- ガー 7 ン \mathcal{O} 配置等により、 幼児、 児童及 公び生徒 \mathcal{O} 安全を確保すること。
- 危険性が 想定される場所には、 立入禁止等の安全標識を設置すること。
- 通学時 間 帯 \mathcal{O} 搬出入車両及び来客者には、 徐行等事故防止の注意喚起を行うこと。
- ・その他一切の危険防止に努めること。
- 6 囲内に該当する。 に相談すること。 申 -請地が、 周 知 届出が必要な場合があるので、 \mathcal{O} とお り埋蔵文化財包蔵 地 (遺跡) 市教育委員会生涯学習課文化財係 であ る 別 所 石塚古墳」 \mathcal{O}
- 7 に つい 画 て別所自治会長と十分に協議すること。 の変更後も引き続き、 広報誌等の 配布の要不要を含め、 地元自治会との 関 係
- 8 ೬ 右折入場をすることで、 繁忙時に別所交差点に影響が出な V よう、 対策をするこ
- 9 を擦る事象が 本件店 舗駐車場出入 報告され П て \mathcal{O} 11 る。 歩道切下げ 駐車場と \mathcal{O} 傾斜角が 体的に利用され 大き 11 ため、 て い る切下 進入する車が げ 部分を見直 車 底 部

していただき、上記事象の解消を要望する。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

す。 例(平成元年三月奈良県条例第三十二号)第一条第一項に規定する県の休日を除きま 令和元年十二月六日から令和二年一月六日まで。ただし、 奈良県の休日を定める条

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで